

お知らせします 市職員の人事・給与の状況

「池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第7条の規定に基づき、本市の状況についてお知らせします。

1. 職員の任免および職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数(人)	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	議会	9	8	△1	調整
	総務企画	104	108	4	企画開発部門業務増、会計・行政委員会欠員補充
	税務	28	27	△1	調整
	民生	126	125	△1	調整
	衛生	74	78	4	新型コロナワクチン対策関連
	労働	0	0	0	
	農林水産	3	4	1	欠員補充
	商工	6	7	1	欠員補充
	土木	54	51	△3	総務企画に業務移管
	計	404	408	4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数38.95人 (類似団体の人口1万人当たり職員数46.33人)
普通会計部門	教育部門	97	98	1	調整
	消防部門	107	106	△1	退職者不補充
	小計	608	612	4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数58.62人 (類似団体の人口1万人当たり職員数60.69人)
公営企業等 会計部門	病院	539	539	0	
	水道	47	50	3	調整
	下水道	28	25	△3	調整
	その他	31	32	1	調整
	小計	645	646	1	
合計		1,253 (1,340)	1,258 (1,340)	5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数121.30人

(注) 1 総務省実施「地方公共団体定員管理調査」に基づき、職員数は一般職に属する職員数です。休職者、派遣職員(※)等は含まれますが、短時間勤務、臨時、非常勤、会計年度任用職員は除いています。

2 ()内は、条例定数の合計です。

3 類似団体の人口1万人当たり職員数は令和3年4月1日現在のものです。

※派遣職員…「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、公益的法人などに派遣されている職員などをいいます。

(2) 職員の採用・退職状況 (3年度)

職種	採用(人)	退職(人)
事務系	21	10
技術系	18	15
技能職	1	3
消防職	5	1
教育職	9	4
小計	54	33
医療職	69	67
合計	123	100

2. 職員の人事評価の状況 (3年度)

評価期間	上期	4月1日～9月30日
	下期	10月1日～4年3月31日
評価対象者	全職員	
給与反映	昇給・勤勉手当	

※市長部局の職員の状況です。

3. 給与

(1) 人件費 (3年度普通会計決算)

人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の 人件費率
103,336人	428億 6,448万 2千円	5億 1,081万 2千円	75億 5,013万 1千円	17.6%	15.1%

※人件費には、特別職などに支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 給与費 (3年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				短時間勤務職員分を除く給与費 B	1人当り給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計		
608人	24億 5,869万 8千円	8億 6,657万 3千円	10億 7,532万 1千円	44億 59万 2千円	39億 9,916万 1千円	657万 8千円

※職員手当は、退職手当、児童手当を含みません。

※職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢状況 (4年4月1日現在)

一般行政職		全職種	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
303,380円	39.0歳	311,061円	39.3歳

※一般行政職とは、地方公務員給与実態調査に基づく区分であり、国の税務職俸給表や福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員などを除いたものです(以下の項目についても同じ)。

(4) 職員の初任給の状況 (4年4月1日現在・一般行政職)

区分	初任給	採用2年経過日給料
大学卒	195,500円	207,800円
高校卒	165,900円	179,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

(4年4月1日現在・一般行政職)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	33.2歳	39.2歳	43.3歳
	259,233円	311,240円	339,580円
高校卒	31.2歳	33.4歳	45.0歳
	235,350円	275,300円	297,500円

(6) 級別職員数の状況 (4年4月1日現在・一般行政職)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計	3級の2	計
標準的な職務内容	一般職員		主任	副主幹	主幹	次長課長	部長参事		主任	
職員数	6人	75人	96人	48人	53人	60人	10人	348人	4人	352人
構成比	1.7%	21.3%	27.3%	13.6%	15.1%	17.0%	2.9%	98.9%	1.1%	100.0%

※本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容には、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。3級の2の職員については、平成20年4月1日から経過措置として「池田市一般職の職員の給与に関する条例」附則別表第7が適用されています。

(7) 主な職員手当の状況

① 期末・勤勉手当 (3年度支給割合)

期別	期末手当	勤勉手当
6月期	1.275月分(0.725月分)	0.950月分(0.450月分)
12月期	1.275月分(0.725月分)	0.950月分(0.450月分)
計	2.550月分(1.450月分)	1.900月分(0.900月分)

※()内は、再任用職員への支給月数です。
※職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

② 退職手当

勤続	事由	
	自己都合	勸奨・定年
20年	19.6695月分	24.586875月分
25年	28.0395月分	33.27075月分
35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

③ 特殊勤務手当 (4年4月1日現在)

手当の種類(手当数)	5(8)
支給職員の多い手当	ごみ・し尿等取扱手当

④ 扶養手当 (4年4月1日現在)

区分	配偶者	子	父母等
支給額(月額)(次・課長級以下)	6,500円	10,000円	6,500円
支給額(月額)(部長級)	3,500円	10,000円	3,500円

⑤ 住居手当 (4年4月1日現在)

区分	借家・間借り
支給額(月額)	28,000円以内

⑥ 通勤手当 (4年4月1日現在)

区分	交通機関利用	交通用具利用
支給額(月額)	55,000円以内	2,000~31,600円

(8) 特別職の報酬等の状況

区分	給料・報酬月額	期末手当
	(令和4年4月1日現在)	(令和3年度支給割合)
市長	686,000円	6月期…2.200月分
副市長	765,000円	12月期…2.200月分
教育長	675,000円	計…4.400月分
議長	700,000円	6月期…2.200月分
副議長	640,000円	12月期…2.200月分
議員	600,000円	計…4.400月分

4. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務日	勤務時間	休憩時間
月~金曜日	8:45~17:15	12:00~12:45

※本庁などに勤務する場合の例です。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (3年度)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数
13,051日	3828.5日	348人	11.0日

※対象職員は市長部局に勤務する非現業の一般職員です。

7. サービスの状況

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

8. 職員の退職管理の状況 (3年度)

退職者数	100人
うち管理職員退職者数	23人

9. 研修の状況 (3年度)

体系	受講者数
階層別研修	601人
専門研修	301人
派遣研修	43人

10. 福利厚生制度 (3年4月1日現在)

区分	内容
共済事業	長期給付事業、短期給付事業
厚生事業	保健事業、慶弔等給付金、元氣回復事業、生活資金等の貸付

※地方公共団体は、地方公務員法に基づき、職員の健康、元氣回復などのための事業を実施しなければなりません。

11. 公平委員会の業務 (3年度)

職員の苦情相談の処理の状況	1件
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する審査請求の状況	0件

6. 分限および懲戒処分の状況

分限処分	休職	降給	降任	免職
勤務実績不良	0人	0人	0人	0人
心身の故障	15人	0人	0人	0人
職に必要な適格性の欠如	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人
懲戒処分	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者としてふさわしくない非行	0人	0人	0人	0人

問 人事課 ☎754・6203

3年度決算の概要

歳入総額から歳出総額を引いた形式収支は7億6,666万円となり、これから4年度に持ち越した事業の支払いに使う繰越財源2億5,584万円を差し引いた実質収支は5億1,081万円の黒字となりました。

※金額は1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わないことがあります。

市民人数…10万3,336人(4年3月31日現在の人口)

歳入

436億5,072万円(市民1人当たり42万2,415円) 4年3月31日現在の人口で計算しています。

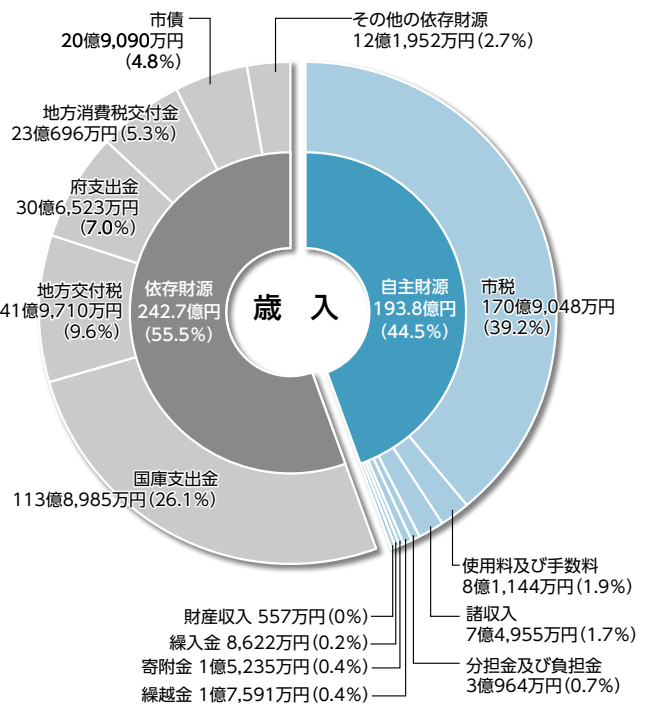
歳入総額は436億5,072万円で、前年度に比べて79億5,788万円(15.4%)の減少となりました。

内訳を見てみると、自主財源では、繰入金金が4億7,879万円(84.7%)、歳入の根幹である市税が1億3,902万円(0.8%)減少するなど、8億999万円(4.0%)の減少となっています。

また、依存財源では、特別定額給付金事業の終了などに伴い、国庫支出金が70億5,808万円(38.3%)減少したことなどにより、71億4,788万円(22.8%)の減少となっています。

なお、市の借金である市債の残高は、前年度より9億6,339万円減少し、356億8,664万円となっています。

※自主財源とは市税や使用料などのように自ら徴収・収納する財源のことです。また、依存財源とは国庫支出金や地方交付税のように、国や府から定められた額が交付される財源のことです。なお、市債は府の同意を得て発行するため、依存財源となっています。



歳出

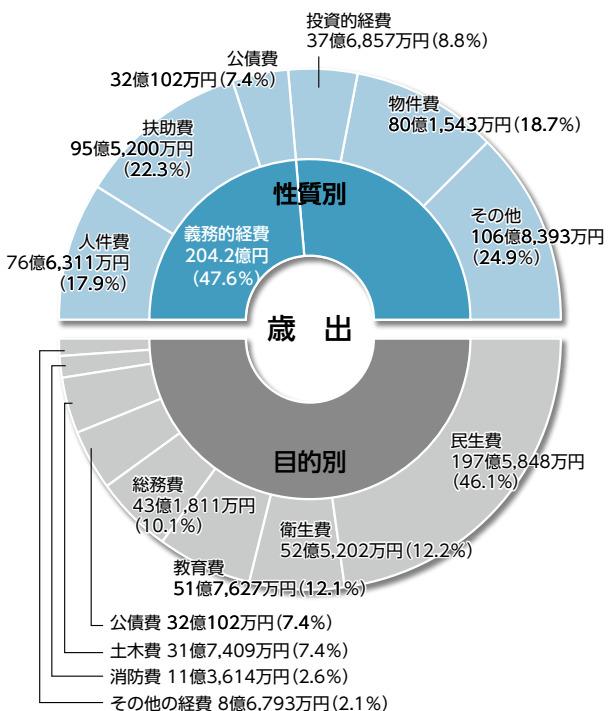
428億8,406万円(市民1人当たり41万4,996円) 4年3月31日現在の人口で計算しています。

歳出総額は428億8,406万円で、前年度に比べて84億2,863万円(16.4%)の減少となりました。

性質別では、前年度に比べ物件費が新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などで14億6,732万円(22.4%)増加したものの、其他経費が特別定額給付金事業の終了などにより85億8,901万円(44.6%)減少しています。

目的別では、障がい福祉費や生活保護費、子育て支援などに要する経費である民生費の割合が一番多く、歳出総額の46.1%を占めています。

前年度との比較では、民生費が子育て世帯臨時特別給付金給付事業等の増加により26億9,568万円(15.8%)、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などの増加により18億4,447万円(54.1%)のそれぞれ増加となった一方、総務費が特別定額給付金事業の終了などに伴い、104億711万円(70.7%)、公債費が前年度に借換債があったことにより11億7,261万円(26.8%)それぞれ大幅な減少となっています。



一般会計

歳入総額	436億5,072万円
歳出総額	428億8,406万円
形式収支	7億6,666万円
実質収支	5億1,081万円

特別会計

	国民健康保険	財産区	介護保険事業	後期高齢者医療事業
歳入総額	109億4,581万円	3億3,536万円	97億7,682万円	19億8,271万円
歳出総額	104億1,458万円	1,713万円	95億5,220万円	19億2,347万円
実質収支	5億3,123万円	3億1,823万円	2億2,462万円	5,924万円

※各会計とも、翌年度へ繰り越すべき財源などが無いので、形式収支=実質収支となっています。

市有財産の状況

土地および建物	土地	建物
公用財産	49,080.09㎡	33,402.42㎡
公共用財産	1,492,650.64㎡	216,692.58㎡
普通財産	344,481.21㎡	16,756.76㎡
財産区財産	124,817.14㎡	0.00㎡
合計	2,011,029.08㎡	266,851.76㎡
有価証券	4,435万円	
出資による権利	1億5,130万円	
物品(50万円以上)	986件	
基金	84億3,281万円	

市債残高

普通債	教育	72億7,963万円
	土木	27億4,333万円
	総務	23億1,730万円
	衛生	21億2,507万円
	民生	14億7,179万円
	消防	2億6,699万円
	商工労働	3,345万円
	災害復旧債	2億711万円
	その他	192億4,197万円
	合計	356億8,664万円

健全化判断比率と資金不足比率

自治体財政の早期健全化・再生と病院事業、水道事業や下水道事業など公営企業の経営が健全か判断するために、4つの健全化判断比率と2つの基準について、また公営企業の資金不足比率とその基準について公表が義務付けられています。

基準を超えると健全化に向けた計画を策定しなければなりません。3年度はいずれも基準内となっています。

【健全化判断比率】

	3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計の赤字の大きさを表す指標	-	12.18%	20.00%
連結実質赤字比率 全会計の赤字の大きさを表す指標	-	17.18%	30.00%
実質公債費比率 一般会計の地方債の負担の大きさを表す指標	1.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率 一般会計が将来負担する負債の大きさを表す指標	-	350.0%	

※赤字額がない場合、将来負担比率が算定されない場合には、「-」の表示となります。

【資金不足比率】 各企業会計の資金不足額の大きさを表す指標

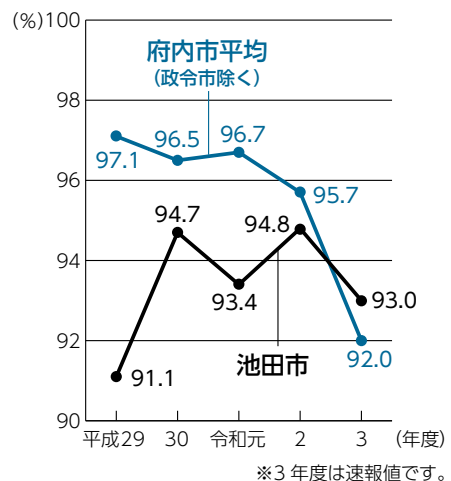
	3年度	経営健全化基準
病院事業会計	-	20.0%
水道事業会計	-	20.0%
公共下水道事業会計	-	20.0%

※資金不足額がない場合には、「-」の表示となります。

経常収支比率

経常収支比率とは、通常の行政サービスを行うために必要な費用(経常経費)を、市税などの一般的な財源(経常一般財源)でどれくらい賄えているかを示す比率です。臨時的な要因を除いた指標ですので、どのくらい財政の柔軟性があるかをみる指標となっています。

3年度は93.0%で、2年度と比べ1.8ポイント改善しました。



安定した経営をめざして 公営企業業務報告

4年度上半期(4月1日～9月30日)の水道・公共下水道・病院事業の業務報告をします。

水道事業・公共下水道事業

●水道事業

今年度上半期の収入は、10億8,018万円(前年度同期比1億7,692万円増)で、支出は、4億9,350万円(同4,944万円増)です。従って、収支差引額は、5億8,668万円となり、前年度同期比では、1億2,748万円の増となっています(収入:長期前受金戻入減価償却見合い分当期予定額7,004万円、支出:減価償却費当期予定額4億5,730万円を含まず)。

今年度は前年度に引き続き、施設整備計画に基づき施設の更新などを進めており、余野川取水設備更新工事、配水管布設替などを順次行っています。

今後も、安全で良質な水道水を安定して供給するとともに、効率的な経営に努めます。

水道事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	24億1,412万5千円	10億8,018万4千円	44.7%
事業費用	23億6,395万6千円	4億9,350万5千円	20.9%
差 引	5,016万9千円	5億8,667万9千円	—

●公共下水道事業

今年度上半期の収入は8億3,731万円(前年度同期比6,545万円増)で、支出は3億7,807万円(同365万円増)です。当期差引額は4億5,924万円となり、前年度同期比では6,180万円の増となっています(収入:長期前受金戻入減価償却見合い分当期予定額4億3,885万円、支出:減価償却費当期予定額7億4,942万円を含まず)。

今年度は、前年度に引き続き雨水路の整備や汚水管渠および下水処理場施設の更新を進めます。

今後とも経営の健全化を図り、水循環の保全に努めます。

公共下水道事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	28億5,670万7千円	8億3,730万8千円	29.3%
事業費用	28億3,614万8千円	3億7,807万円	13.3%
差 引	2,055万9千円	4億5,923万8千円	—

問 上下水道部経営企画課 ☎754・6069

病院事業

今年度上半期の収入は75億5,650万円(前年度同期比5億6,602万円増)、支出は65億1,729万円(同7,537万円増)です。当期収支差引額は10億3,921万円の黒字(減価償却費の上半期予定額を含む)となっています。

新型コロナウイルス感染症が感染の拡大と収束を繰り返す中、「第7波」の感染拡大時には職員やその家族にも感染者・濃厚接触者が増え、診療を継続するには救急搬送患者の受け入れ中止や一部病棟の閉鎖など、診療機能の制限を行わざるを得ない状況に陥りました。その結果、入院患者数は減少となりましたが、補助金の活用などもあり、当期収支差引額は黒字を計上しています。

施設・設備の整備については、老朽化した空調設備や防災設備の更新を進めるとともに、内視鏡センターで使用する高周波手術装置や大腸ビデオスコープなど医療機器・備品の更新を図りました。

今後とも安全で良質な医療を継続して提供するため、引き続き、診療機能の強化・充実による収益の確保とともに費用の抑制に努め、安定的な財政基盤の確立をめざします。

病院事業 業務報告(上半期)

	年間予算額	上半期実績	確定率
事業収入	135億4,998万9千円	75億5,650万1千円	55.8%
事業費用	138億1,937万8千円	65億1,728万8千円	47.2%
差 引	△2億6,938万9千円	10億3,921万3千円	—

※月次決算を行っているため減価償却費の年間予定額7億700万7千円の1/2を上半期実績に含む。

入院および外来患者数

単位:人

	健保	国保	後期高齢者	医療保護	労災	その他	合計
入院	10,276	11,290	26,667	1,334	16	1,397	50,980
外来	35,102	25,797	40,388	1,941	321	2,877	106,426

問 病院事務局経営企画課 ☎751・2881

12月3日(土)～9日(金)は障がい者週間 障がい者(児)福祉サービス

障がい者にやさしいまちへ。本市ではさまざまな福祉サービスを提供しています。ぜひ、ご利用ください。なお、サービスによっては所得制限などが設けられている場合があります。ご注意ください。

★は1割負担で上限あり。

施設への通所・入所	障がい者が生活・職業訓練などを必要とする場合、障がい者支援施設への通所または入所費を支給 ★	補装具の交付・修理	車いす、補聴器、義眼、義肢などの補装具を必要に応じて交付・修理 ★
障がい者短期入所	介護している保護者や家族が、事故や疾病などで家庭で介護できなくなったとき、一時的に施設へ入所(宿泊型) ★	補装具の貸し出し	緊急時や一時的に、車いすが必要となった方に貸し出し
日中一時支援	日中、家族の休息や一時的に見守りが必要なときの施設での預かり(日帰り型) ★	日常生活用具の給付	特殊寝台、盲人用時計などを障がいの程度に応じて給付 ★
グループホーム	障がい者に対して、共同生活や日常生活に必要な支援を実施 ★	自立支援医療の給付(更生医療)	身体障がい者の身体機能更生のための手術費や治療費を助成 ★
ホームヘルプサービス	日常生活に支障があり、家族が介護できない家庭などを訪問介護 ★	自立支援医療の給付(育成医療)	身体障がいのある児童(18歳未満)の障がいの除去・軽減を目的とした手術費や治療費を助成 ★
デイサービス	障がい者に、入浴や食事などを提供 ★	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患治療のための医療費(入院費を除く)を助成 ★
移動支援	外出するとき、付添者がいない場合に介護を実施 ★	医療費公費負担(※2)	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)、身体障がい者手帳と療育手帳(B1)、精神障がい者保健福祉手帳1級、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証(いずれも申請時点で有効のもの)所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級、もしくは所定の診断書により障がい年金1級相当に該当する障がい者の医療費を助成。所得制限あり
障がい児通学支援	1人での通学が困難な障がい児への、通学支援 ★	障がい者(児)歯科診療	障がいのため、受診が困難な方を対象に池田市歯科医師会の協力で実施
同行援護	重度の視覚障がい者が外出するとき必要な介護を実施 ★	特別児童扶養手当(※1)	中度以上の身体・知的障がいのため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の児童を養育している方に支給。所得制限あり
障がい児通所支援(※1)	通所による療育を必要とする障がい児を支援。就学前の児童発達支援や18歳未満の就学児の放課後等デイサービスなど ★	障がい児福祉手当(※1)	日常生活で常時介護が必要な20歳未満で在宅の重度障がい児に支給。所得制限あり
市町村障がい者相談支援(※3)	在宅の障がい者とその家族を支えるための、サービス利用・専門機関の紹介などの相談。要予約	特別障がい者手当	日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上で在宅の著しい重度障がい者に支給。所得制限あり
精神障がい者地域活動支援(※4)	日常的な相談や地域交流活動などにより、日常生活を支援し、社会復帰と社会参加を促進	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)を所持する重度の重複障がい者を在宅で介護している方に支給
機能訓練	在宅障がい者(肢体不自由)に対し、理学療法士などが医師の指示を受けて実施	大阪府障がい者扶養共済制度	保護者の死亡または障がいが発生したときに障がい者に年金を支給(掛け金が必要)
住宅改造費助成	64歳以下の在宅重度障がい者に対し、住宅のトイレ・浴室・台所などの改造費を助成。生計中心者の所得制限あり	障がい者入浴サービス(※3)	在宅の重度障がい者などに、くすのき学園の入浴室で介護人による入浴サービスを実施。1回400円
自動車改造費助成	低所得世帯の重度身体障がい者が、就労などのために運転装置を改造する場合に補助。10万円が限度	手話・筆記通訳者派遣	聴覚・音声・言語障がい者に、手話通訳者または筆記通訳者を派遣
身体障がい者移動入浴	在宅重度身体障がい者で、自力または家族の介護だけでは入浴できない方のお宅を移動入浴車が訪問。1回1,900円		
重度障がい者タクシー料金補助	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する重度障がい者を対象に、タクシー初乗り運賃の9割を補助する利用券を交付		

問 障がい福祉課 ☎754・6255 ※1 発達支援課 ☎754・6102 ※2 保険医療課 ☎754・6258
 ※3 基幹相談支援センター福祉相談「くすのき」 ☎752・1831、相談支援事業所「あおぞら」 ☎754・6003、障がい者地域生活支援センター「ひだまり」 ☎754・6530、相談支援センター「Sunはーと」 ☎734・7145、相談支援センター「さんさん」 ☎737・6000 ※4 精神障害者地域活動支援センター「咲笑」 ☎750・3230 FAX 750・3239